

# (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書に関する補足資料

## ＜補足資料内容＞

6	困繞景観について（その2）	1
7	方法書本編の用語使い方の修正方針	6

令和3年8月



## 6 圍繞景觀について（その2）

下記の文献によると、圍繞景觀とは、事業地及びその近傍の眺めであり、地域の人々が日常的に利用している場や、地域の人々に古くから親しまれてきた眺めであるとされています。

### 【参考情報】眺望景觀と圍繞<sup>いによ</sup>景觀

環境影響評価においては、眺望景觀と圍繞景觀については以下のように整理されている。

#### ＜眺望景觀：視覚を通じて認知される像に着目した二次元的景觀＞

環境影響評価における眺望景觀とは、事業実施区域から離れた場所からの事業実施区域の眺めであり、眺望景觀の変化は事業の実施に伴う視覚像の変化によって捉える。

したがって、眺望景觀へ影響がある可能性のある範囲は、事業実施に伴う変化を視覚的に認知することが可能な範囲となるため、一般的に事業実施区域外の比較的広い範囲が影響範囲内に含まれることとなる。ただし、眺望景觀については、特定の眺望点からの眺めや特定の景觀資源への眺めに代表させて事業による影響を捉えるのが一般的である。

#### ＜圍繞景觀：眺望点周辺の物理的空間や場の状態に着目した三次元的景觀＞

環境影響評価における圍繞景觀とは、事業地及びその近傍の眺めであり、圍繞景觀の変化は事業の実施に伴う物理的な場の状態や「見る」という行為（利用）の状態の変化とそれに伴う視覚像の変化によって捉える。

したがって、圍繞景觀へ影響がある可能性のある範囲は、事業実施区域及びその近傍に限られる。ただし、圍繞景觀については、有名な眺望点や傑出した景觀資源が存在しない場合でも、地域の人々が日常的に利用している場や、地域の人々に古くから親しまれてきた眺めなどに着目し、身の回りの景觀の変化をきめ細かく捉えていく必要がある。このことが、身近な自然との関わりや地域の個性的な景觀を保全していく上で重要である。

出典：「環境アセスメントの技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（監修：環境省総合環境政策局環境影響評価課、編集：環境影響評価技術手法に関する検討会） p187

土地区画整理事業によって、本事業の対象事業実施区域を含め、土地区画整理事業実施区域は、全て改変されますが、本事業の対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森、上川井市民の森等から構成される広がりのある樹林地は、圍繞景觀の構成要素として残されます。

従いまして、圍繞景觀の予測は、公園施設と瀬谷市民の森、上川井市民の森等から構成される広がりのある樹林地からなる周辺景觀との調和が図れているかについて予測する必要があると考えており、圍繞景觀の変化は、次頁に示す調査地点のうち、地点 11（瀬谷みはらし公園）、地点 14~20 より予測できると考えています（各地点の撮影方向は、図 5-1 に示します）。

例えば、図 5-2 に示す地点 15 は、対象事業実施区域周辺に位置する道路上からの調査地点です。本地点の圍繞景觀の構成要素は、対象事業実施区域外の南東側に位置する瀬谷市民の森、上川井市民の森等から構成される広がりのある樹林地であり、本地点の予測（フォトモンタージュの作成）により、事業の実施に伴い出現する公園施設の存在によるこれらの圍繞景觀の構成要素の変化を予測、評価できるものと考えます。

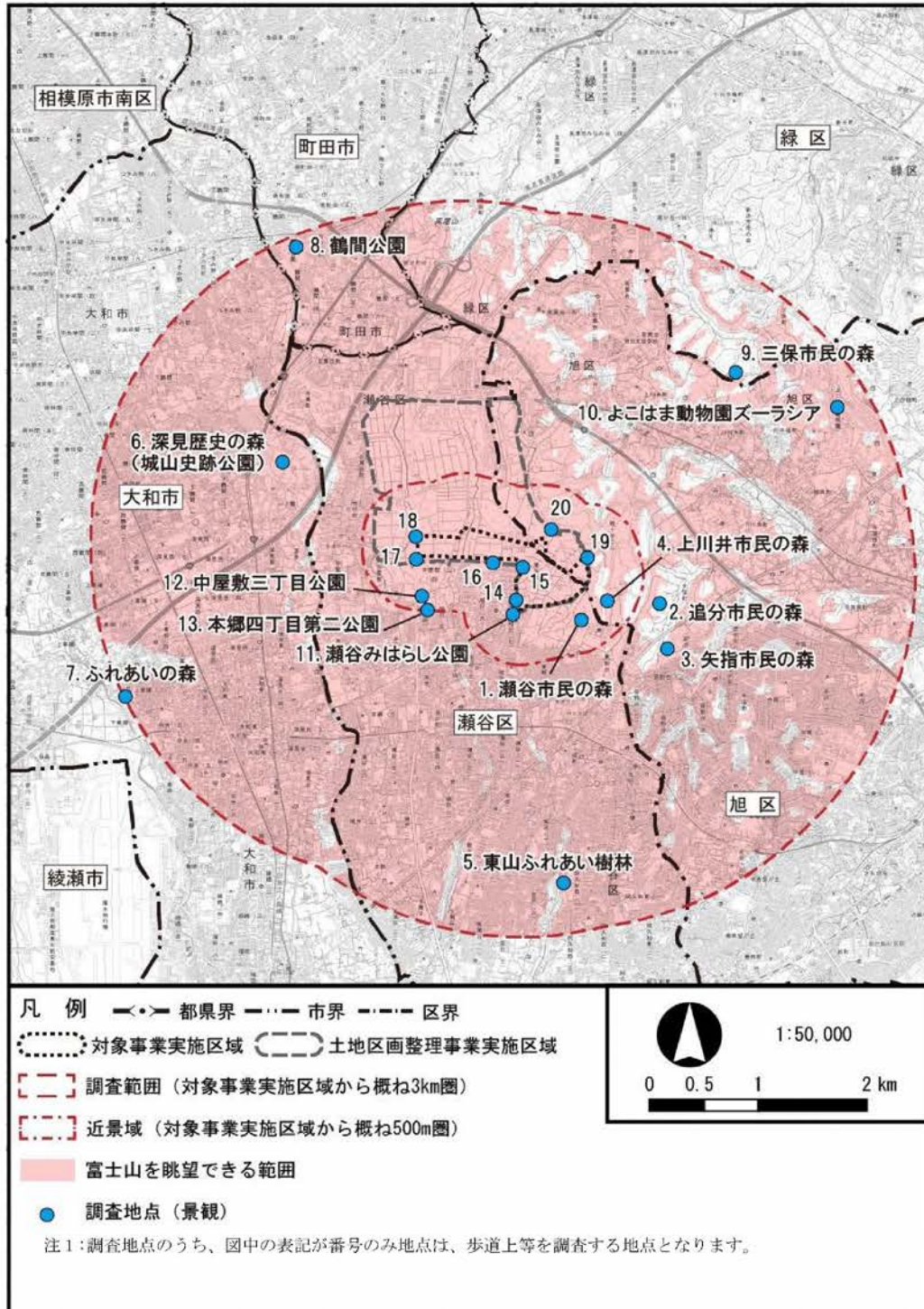


図 6.7 景観現地調査地点

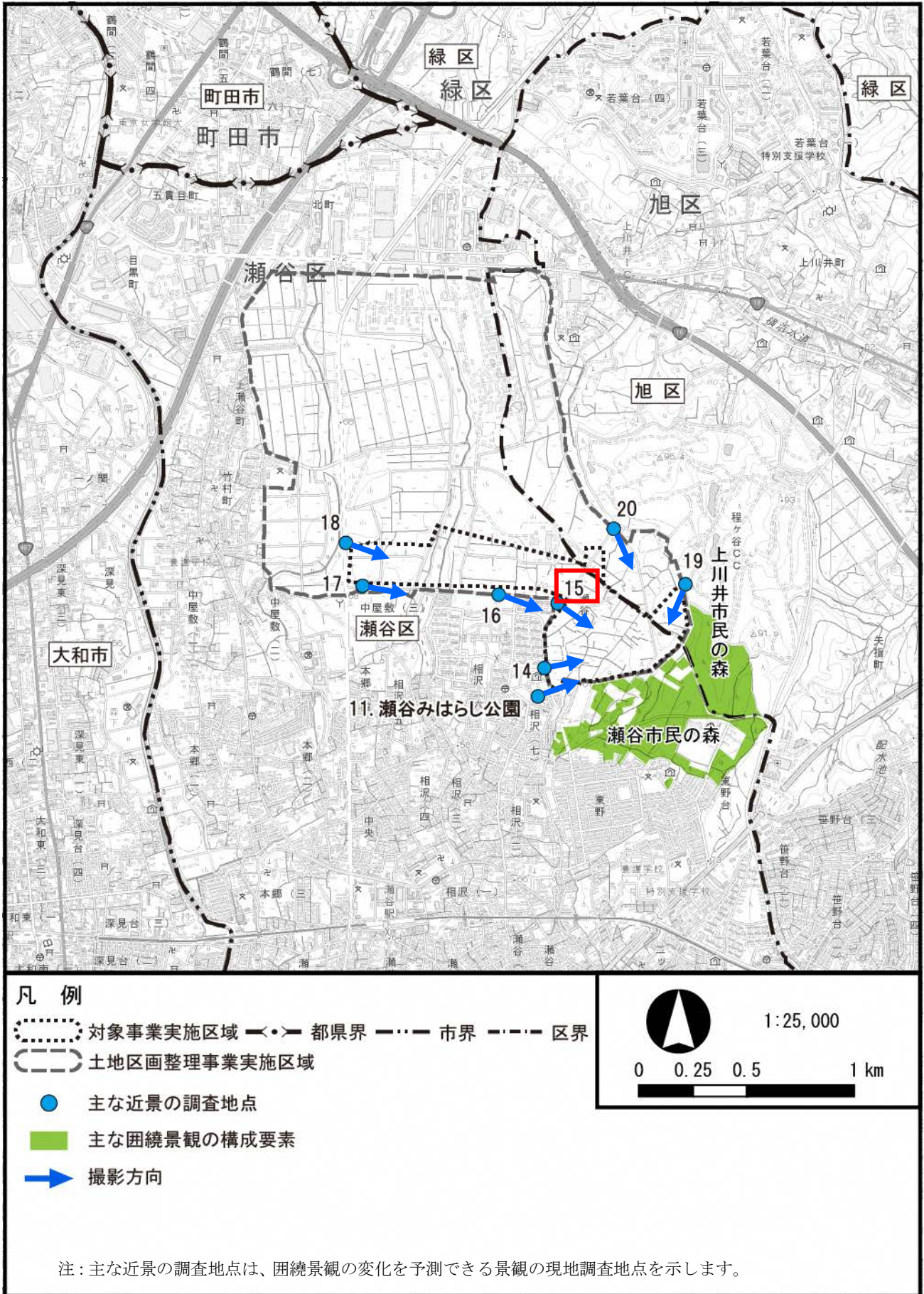
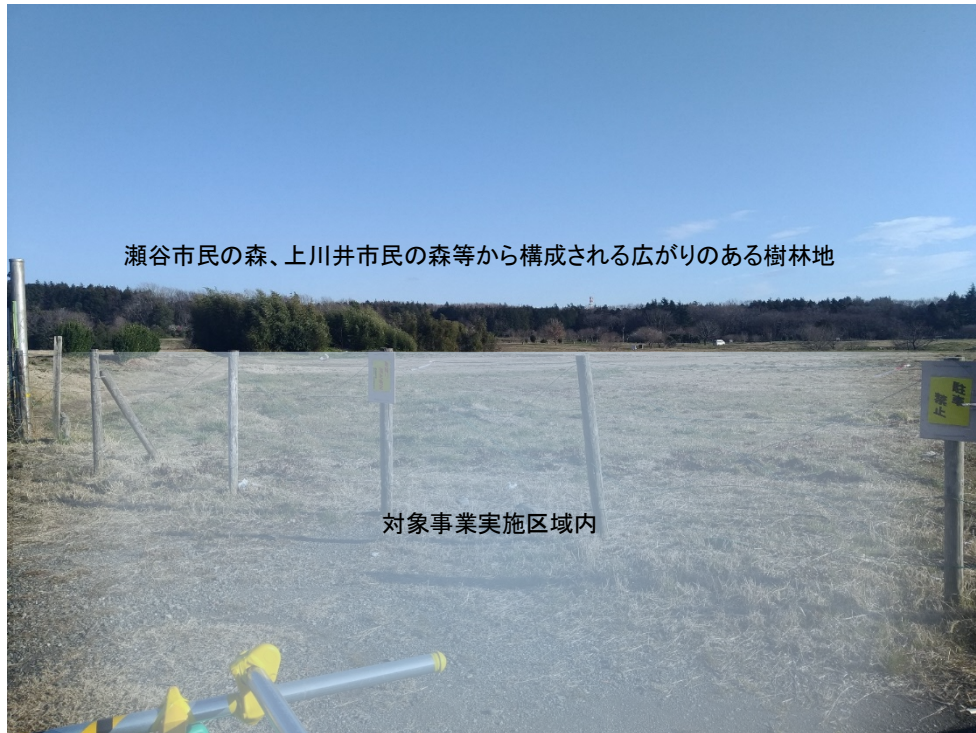


図 5-1 主な近景の調査地点



※調査は、今後実施（着葉期、落葉期の2季を予定）

図 5-2 例：地点 15 付近からの眺望

令和3年7月27日の審査会補足資料で方法書 p 5-8 の表 5.4(3)に下線部を追加しましたが、追加部分を削除し、方法書の記載のとおりとします。

表 5.4(3) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域は平坦地であり、事業の実施等により斜面地の崩壊や地盤の変形を生じさせる環境影響要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	浸水	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において周辺地域に浸水を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	火災・爆発	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において大量の可燃物の蓄積はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において有害物の使用・蓄積はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
地域社会	地域分断	×	本事業により地域の共同体の一体性及び地域住民の日常的な交通経路が変化する可能性はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	来園車両等の走行に伴い、周辺道路の交通混雑及び交通安全に影響を及ぼすことが予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	
景観	景観	○	土地の改変及び施設の存在により、対象事業実施区域周辺の景観が変化することが予想されることから、環境影響評価項目として選定します。 <u>なお、本事業は、土地区画整理事業による造成・整地後に工事を実施する計画であり、<del>圍繞景観を変化させるような、大規模な造成は実施しないため、圍繞景観は選定しません。</del></u>
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動の場が存在しており、事業の実施に伴いその機能に影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在していますが、供用時において文化財等に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

※太字下線：令和3年7月27日の審査会補足資料における追加事項

## 7 方法書本編の用語使い方の修正方針

方法書「第2章 対象事業の計画内容」の本文中の表現について、事業計画を踏まえ、下記のとおり見直します。また、図書内の同様の表現についても見直します。

なお、図書は、準備書から記載を変更します。

### p2-16 「2.6 生物多様性の保全」2文目

#### ・原文

土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が造成されることから、公園整備にあたっては、瀬谷市民の森等と連なる樹林地、和泉川の源流を中心とした対象事業実施区域内の生物の生息・生育環境の保全・創出や、瀬谷市民の森等との連続性に配慮した環境整備を可能な限り行うことにより、生物多様性や景観の保全・創出に配慮します。建物（管理棟等）周辺を緑化し、生物の生息・生育環境の確保に努めます。

#### ・修正案

土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が改変されることから、公園整備にあたっては、瀬谷市民の森等と連なる樹林地、和泉川の源流を中心とした対象事業実施区域内の生物の生息・生育環境の保全・創出や、瀬谷市民の森等との連続性に配慮した環境整備を可能な限り行うことにより、生物多様性や景観の保全・創出に配慮します。建物（管理棟等）周辺を緑化し、生物の生息・生育環境の確保に努めます。

※太字下線：修正箇所

### P2-16 「2.7 緑の保全と創造」2文目

#### ・修正前

土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が造成されることから、公園整備にあたっては、施設配置に配慮しながら、草地や樹林地等、多様な緑の環境を保全・創出します。

#### ・修正後

土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が改変されることから、公園整備にあたっては、施設配置に配慮しながら、草地や樹林地等、多様な緑の環境を保全・創出します。

※太字下線：修正箇所